

第2号議案 2021（令和3）年度 事業計画

活動方針〔案〕

《今年度の主要な活動方針》

- (1) 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進
- (2) 連盟創立70周年記念映画「咲む」県内上映会の実施
- (3) 国民文化祭・障害者芸術文化祭への協力
- (4) 県協会・県センターの運営見直し
- (5) 長期ビジョンについての協議を推進

1. 活動の基本方針

当協会は、会員制の社会福祉法人であり、二つの事業を基本として運営されています。

その一つ目は、第二種社会福祉事業に基づいて、指定管理者として認定された「県立聴覚障害者センター」を運営することです。

聴覚障害者センターでは聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援、相談支援、聴覚障害者や手話関係者、要約筆記者の活動の拠点としての取り組みを長年実施してきました。今年から国の制度としての電話リレーサービスがスタートするほか、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、県知事会見への手話通訳導入、県内遠隔手話サービス事業が開始しました。

ただ、いずれも課題がまだ残されている状況にあります。特に県知事会見への手話通訳導入、遠隔手話サービスについては、いつ起こるか分からない新型コロナウイルス感染対応のために、課題を残しながらも開始せざるを得ない事情がありました。

今後、テレビ放送において手話通訳者が画面から見切れてしまう問題、字幕付与がなく、難聴者や中途失聴者への配慮がない問題、遠隔手話サービスについては、タブレットやスマートフォンを持たない聴覚障害者への対応をどうするのか等の課題について、引き続き行政及び関係団体に要望・交渉を進めていきます。

二つ目は、会員規定に沿った県内各地の聴覚障害者福祉活動を推進することです。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、全国各地で様々な行事が中止となりました。当協会でも、全国ろうあ者体育大会の分散開催、宮崎県耳の日記念大会が中止となり、ほとんどの行事が実施できない状況に追い込まれました。

現在、新規感染者は一時期、県内で100名以上の感染者が発生した時期と比べればかなり落ち着いてきていますが、東京などでは200人以上の感染者が続いており、まだ安心できる状況ではありません。新型コロナウイルスワクチン接種が開始されましたが、ワクチン接種の効果が判明するまでは、油断せず、感染防止に取り組んでいく必要があります。

今年は全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」上映会、国民文化祭・障害者芸術文化祭が宮崎県で開催されることに伴う手話通訳・要約筆記派遣の協力が大きな事業となります。新型コロナウイルス感染状況をみながらの開催となりますが、自粛ばかりでは活動意欲が減少していきますので、リモート会議などの新しい方法も取り入れながら、活動を再開させていきます。

令和3年3月時点での会員は117名です。昨年9月に都城市協会会員46名の集団退会があり、体調不良も重なって松浦前理事長が任期途中で退任されるなど、県協会組織が大きく揺れ動くことになりました。この問題は、60代以上の高齢会員が過半数を占め、役員世代交代が県協会・各地区協会本格化していく中でろう運動のあり方、県協会と各地区協会の関係のあり方、聴覚障害者主体である聴覚障害者センターの運営のあり方等の様々な問題が一度に積み重なる中で発生したものと非常に重く受け止めています。早急に、県協会や聴覚障害者センターの、現代に即した活動方針をまとめると共に、今後どのように県協会を運営していくのか、長期ビジョンも含めて各地区協会・一般会員の皆さんと協議を進めていきます。

2. 全国的な動き

手話言語条例は、3月12日現在、全国376自治体で可決されました。宮崎県内では8自治体で条例が成立していますが、新型コロナウイルス感染拡大対策への対応に追われ、条例制定拡大に向けた取り組み、条例制定後の取り組みが進んでいない状況です。今年も厳しい状況ですが、新型コロナウイルス感染拡大対策の一つとして遠隔手話サービスが始まりましたので、県内自治体への遠隔手話サービス啓発に合わせて条例の実現、啓発に向けた取り組みを働きかけていきます。

昨年9月～10月には全国ろうあ者体育大会が九州分散で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大で中止となりました。今年も6月に栃木県で開催予定だった全国ろうあ者大会が中止となり、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の動きを注視しながらの1年となりそうです。今年の県協会としての大きな取り組みは、連盟創立70周年記念映画「咲む」の上映会です。4月までに上映会を開催するための要項を決定し、各地域で上映会実行委員会を設立・開催できるよう準備を進めます。

3. 課題

県内全体の聴覚障害者の福祉活動の推進が活動の大きな柱の一つですので、都城地区のろう者の大半が退会された現状は、県協会全体の活力が弱い状況にあります。

県協会専門部事業の再確認、高齢聴覚障害者への対応といった現代に合わせた方針を早急に固め、各地区協会や関係団体と協議を行う中で、都城地区のろう者とも協議を行い、県内全体で聴覚障害者福祉活動に取り組むことができるよう、取り組んでいきます。

2021年度はセンター所長退職に伴う新職員の雇用を行います。手話通訳士の資格を最初から持った人材は簡単に採用できるとは考えにくいので、意欲のある方を一から育てることや、仕事の引継ぎ期間も考えて、今後も数年おきに新職員の雇用を行っていきます。

2021（令和3年度） 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 事業計画書（案）

総務部

- ・第69回全国ろうあ者大会 2021年6月10日～13日 栃木県
- ・第70回全九州ろうあ者大会・第49回全九州手話通訳者研修会
2021年9月 4日～ 5日 鹿児島県
- ・都城市聴覚障害者協会の復帰に向けて、頑張っ取組んでいく。
- ・全国手話研修センター後援会加入の推進
- ・県協会拡大専門部長オンライン会議の開催（毎月1回、zoom）
- ・県協会拡大専門部長会議の開催（年2回、県立聴覚障害者センター）

組織部

- ①会員及び賛助会員拡大の推進
- ②日聴紙及び季刊MIMI購読者、全日ろう連出版物販売拡大運動
- ③九聴連組織部及び連盟組織委員会との連携体制
- ④連盟創立70周年記念映画「咲む」上映会開催に向けて推進活動
- ⑤県聴障協ニュース発行に向けて事前準備や編集など推進活動

《参考》 （社福）宮崎県聴覚障害者協会 会員数

	県協会全体	宮崎	都城	延岡	日向	西諸
2012年度	231	109	64	30	22	6
2013年度	215	103	59	28	19	6
2014年度	210	97	61	30	17	5
2015年度	216	100	63	31	17	5
2016年度	210	93	64	32	16	5
2017年度	205	90	64	33	14	4
2018年度	193	87	58	33	11	4
2019年度	185	86	55	29	11	4
2020年度 (3月末時点)	117	76	4	24	10	3

体育部

(1) 第58回全九州ろうあ者スポーツ大会

日程 : 2021年5月8日～9日 開催地 : 熊本県

(2) 第55回全国ろうあ者体育大会

日程 : 2021年9月16日～19日 開催地 : 兵庫県

【活動目標】

- ・デフスポーツ団体との連携強化
- ・デフスポーツの発展、普及活動

教育対策部

教育フォーラムのあり方について検討する時期に来ており、聴覚障害教育を考える会は休止となっている。聴覚障がい教育については課題が山積であり、啓発の必要性を感じていることから、事務局と連携しながら進めていきたい。

手話通訳対策部

① 手話通訳者・要約筆記者の養成

- ・県内登録手話通訳者・要約筆記者の増加に向けた取り組みの検討

② 手話奉仕員・手話通訳者養成事業にかかる、講師の養成

- ・全国・九州の講師研修会等への参加奨励、県内講習会の実施

③ 各種研修会への参加奨励の取り組み

- | | | |
|----------------------|----------------|----------|
| 1. 第54回全国手話通訳問題研究集会 | 8月20日～22日 | 石川県 |
| 2. 第49回全九州手話通訳者研修会 | 9月11日 | 鹿児島県 |
| 3. 九州ブロック現任手話通訳者研修会 | 未定 | 福岡県 |
| 4. ろう講師研修会 | 11月28日 | 県聴障者センター |
| 5. 九州ブロック手話指導講師養成研修会 | 2022年2月19日～20日 | 長崎県 |

手話対策部長として県センターとしっかり話し合いながら、ろう者たちが安心な生活を送れるように手話関係者と一緒に強いパイプを作りたいと思っています。

福祉労働対策部

I. 国政、県政への要望を行います。

- ・国政及び県政への要望（自民党宮崎県支部）
- ・宮崎県社会福祉関係予算・政策への要望（社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会）
- ・宮崎県議会自民党議員との意見交換会（一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会）

上記のとおり、各団体をとおして国政、県政に要望を出す他、必要に応じて直接、宮崎県障がい福祉課等に要望活動を行います。

国政・県政に対して手話言語法・情報コミュニケーション法の制定に向けた要望を続けていますが、なかなか実現には結びついていません。全日本ろうあ連盟と連携し、引き続き取り組む他、新型コロナウイルス関連情報や災害等の緊急時の情報保障の充実について、行政だけではなく、テレビ局等の報道機関にも広く働きかけていきます。

Ⅱ. 労働局、ハローワークと連携し、聴覚障害者への就労支援を行います。

- ・全日本ろうあ連盟と連携し、労働局へ手話協力員制度の活用などの要望を行い、聴覚障害者の就労、就労後の継続した支援などにおいて、手話言語、筆談など一人一人に合わせた就労支援が十分に行われるよう働きかけます。

- ・労働局と連携し、手話協力員及び当協会職員も登録されている障害者雇用管理サポーター制度の利用啓発に努めるほか、県内聴覚障害者（言語障害者等も含む）の求職状況の把握を行います。

- ・県内ハローワークが毎年実施しているふれあい合同面接会に、手話通訳を派遣して支援を行うほか、結果についての分析を行います。

- ・随時、県内聴覚障害者の労働に関する相談を受け付け、必要に応じて関係団体と連携し、就労支援を行います。

高齢部

(1) 第 69 回全国ろうあ者大会・高齢者の集い（栃木県）	中止
(2) 第 27 回九聴連高齢部研修会 未定	未定
(3) 第 70 回全九州ろうあ者大会高齢者研修分科会 9月 11 日	鹿児島県
(4) 第 33 回全国ろうあ高齢者大会 第 35 回全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会 第 12 回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 9月 23 日～26 日	岐阜県

新型コロナウイルス感染対策のため会員が集まるのが難しく、事実上休部状況にある。

女性部

休部となった。

復活に向けて、会員・非会員への県協会及び女性部の活動啓発を行っていく。

青年部

休部となった。

復活に向けて、若い世代の会員・非会員への県協会及び青年部の活動啓発を行っていく。

2021（令和3）年度 宮崎県立聴覚障害者センター 活動方針

1. 県立聴覚障害者センター第6期目の指定管理者指定

令和3年4月から県立聴覚障害者センターの第6期目の指定管理者指定を受け運営を行います。平成18年度から5期15年間の実績を礎に現在の新型コロナウイルス感染防止対策による「新しい生活様式」の中の聴覚障がい者の生活環境を守るために県が示した下記の県立聴覚障害者センター管理の基準の理解と対応を行います。

- ① 県立聴覚障害者センターの利用に関する業務（会議室等の予約管理業務）
- ② 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務
- ③ 聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- ④ 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- ⑤ 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等（意思疎通支援者）の養成及び派遣に関する業務
- ⑥ 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- ⑦ 聴覚障がい者等に対する相談業務
- ⑧ その他の業務

2. 施設設置目的達成を目指して

情報提供施設は、身体障害者福祉法第34条の規定に基づき設置されたものです。当センターは、その規定に基づき、県内の聴覚障害を持つすべての方々へのサービス提供を行っております。運営目的は、聴覚障害者が心身ともに健やかに育成され、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加の機会が与えられることにより、社会的な自立を果たすとともに、誰もが住み慣れた所で生きがいを持ちながら生活していける社会の実現です。

現在の社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の前身の宮崎県ろうあ福祉協会が、昭和34(1959)年に県に対し組織の拠点となる「ろうあ会館」設置要望を行い、県内聴覚障害者の生活上の“よりどころ”として願い続けてきた施設でもあります。このように県内聴覚障害者の願いであった当センターを聴覚障害者情報提供施設としての「真価」を増すために、次の5つの任務遂行を基本とし、県民からの新たな福祉ニーズを真摯に受けとめて積極的に事業を展開します。

- ① 聴覚障がい者の社会参加や自立に貢献する施設であること。
- ② 聴覚障がい者の生活・職業・文化等のレベルアップに貢献する施設であること。
- ③ 聴覚障がい者の自己選択、自己決定を尊重したサポートを行う施設であること。
- ④ 聴覚障がい者、手話問題等の正しい認識を社会に広める施設であること。
- ⑤ 県・市町村行政と連携した広域的、効果的なサポートを目指す施設であること。

2021（令和3）年度 県立聴覚障害者センター事業計画書（案）

I 県立聴覚障害者センター運営方針

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートし、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、下記の業務を行います。運営に当たっては、センターの機能を最大限に活用し、利用者のニーズに沿った効果的な事業を推進します。また、利用者の利便を配慮した弾力的なセンター利用を図り、利用者へのサービス提供に努めます。

II 実施事業

1. センターの利用に関する業務

(1) 研修室、試写室、交流ホール、談話コーナーの利用促進

下記の県立聴覚障害者センター利用の促進を図ります。

- ① 聴覚障害者、手話・要約筆記者、ボランティア等の学習・会議・交流
- ② 聴覚障害教育に関係する団体、機関の研修会、会議
- ③ 手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する講座・研修会
- ④ 聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営に関する講座
- ⑤ 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習

(2) 文字電光掲示板の活用

- ① 災害発生時には速やかに情報提供を行い、避難誘導に努めます。
- ② センターのイベントや講習会、研修会等の情報を提供します。
- ③ 車の移動等、館内の連絡をスムーズに行います。

(3) 利用しやすい施設環境整備

センターにビデオ・DVD、アイドラゴン4等の機器を備える他、機器等の貸出しを行ない、利用の促進を図ります。

貸出し対応機器（貸出申請書による対応、ホームページからもダウンロード可能）

No.	品名	個数	備考
1	磁気ループ	1台	補聴器を補助して、聞こえを支援する機器
2	コミュニケーション	1台	小さな部屋、少人数での利用に効果を発揮
3	補聴器	17個	声や音を拡大して聴覚障がい者に伝える
4	プロジェクター	1台	5,000ルーメン
5	プロジェクター	2台	2,200ルーメン
6	無線マイク	4台	音声変換アプリ用
7	iPad 10.2インチ	3台	Wi-Fi 必須
8	書画カメラ OHC	1台	要約筆記や墨字資料の提示用機器

遊具の貸出しも行っていきます。申込み方法は同じです。

No.	遊 具 名	個 数
1	スキャキジャンケン・ゲーム	3セット
2	キャッチング・ザ・スティック	10セット
3	釣りっこ	2セット
4	動物絵合わせ	7セット
5	けんだま	20個
6	わなげ9&Q (キューアンドキュー)	2セット

(4) センター利用者への情報提供

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートするための情報提供を行います。

2. 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務

指定管理者として施設の適正な管理・保全に努め、利用目的に沿った良好な利用環境を維持します。

(1) 施設点検

毎月末に各部屋の点検を行い、施設の設備の維持、管理を行います。

(2) 清潔な施設環境の維持

毎朝の清掃業務や外部委託による床洗浄ワックス塗布(年2回)を行い清潔な施設環境を維持します。

(3) 備品の保守管理

定期的に備品台帳に記載された備品の状態、設置場所等の点検を行います。

3. 聴覚障害者用字幕(手話)入りビデオカセットテープ・DVDの製作及び貸出業務

(1) 聴覚障害者用字幕(手話)入りビデオカセットテープ・DVDの製作

字幕入り映像等製作機器を活用して、聴覚障害者に関する番組等を作製し、社会における聴覚障害者の理解と社会参加を促進させ、必要な情報に手話や字幕を付加して聴覚障害者に対する情報提供を行います。

1) 撮影及びビデオ製作計画

① 地方公共団体より依頼を受けて製作

・[宮崎市広報「みやざき」手話ビデオ版 No.296~307](宮崎市)

② 団体等から依頼を受けて製作

③ 記録保存用として製作

1) 新型コロナウイルス感染対策に関するDVD

2) 遠隔手話サービス説明DVD

④ お知らせ等の動画製作及び配信を積極的に行います。

2) ビデオ及びDVD等の製作技術の向上

字幕製作機器の効果的な活用ができるよう、全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の研修会に参加して製作技術の向上を図ります。

- (2) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出し
- ① 貸出要領に沿い聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出しを行います。
 - ② 情報提供
ライブラリー利用の促進を図るために新着ビデオ DVD 等情報をセンターホームページ及び県聴障協ニュース、掲示板での情報提供を行います。

4. 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務

(1) 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成講座

県立聴覚障害者センターにおいて下記の養成講座を開催します。

所定のカリキュラムに基づいた講習会を実施し、手話奉仕員・手話通訳者及び要約筆記者の育成を図ります。

- ① 手話奉仕員養成講座の開催
- ② 手話奉仕員養成講師研修会
講座実施に向けた指導内容・指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。
期 日 10月3日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法の学習
対象者 手話奉仕員養成講座の指導講師、今後手話奉仕員養成講座の指導講師を希望する者
- ③ 手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ）の開催
- ④ 手話通訳者養成講師研修会
＜実施日程＞
通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ 7月10日（土）～11日（日）
ろう講師研修会 11月28日（日）
会場 県立聴覚障害者センター
手話通訳者養成のための講義テキストが改訂されたため、その説明も実施します。
- ⑤ 要約筆記者養成講座
（宮崎会場）手書きコース・PCコース
- ⑥ 要約筆記者のための研修
センターにおいて要約筆記者の資質向上を図るための研修を行います。
 - ・要約筆記者講師研修会
期日 6月19日（土）～20日（日）
会場 県立聴覚障害者センター
 - ・要約筆記者ステップアップ研修会
期日 9月18日（土）～19日（日）
11月20日（土）～21日（日）
会場 県立聴覚障害者センター
 - ・全国統一要約筆記者認定試験対策学習会
期日 第1回 12月12日（日）
第2回 2022（令和4）年1月30日（日）
会場 県立聴覚障害者センター
 - ・全国統一要約筆記者認定試験
期日 2022（令和4）年2月20日（日）
会場 県立聴覚障害者センター

- (2) 手話通訳者全国統一試験
- ① 対策学習会

期日 第1回5月30日(日)・第2回9月5日(日)・第3回11月7日(日)

会場 県立聴覚障害者センター
 - ② 手話通訳者全国統一試験の実施

期日 12月4日(土)

会場 県立聴覚障害者センター
- (3) 手話通訳士養成研修会
- 期日 5月8日(土)～9日(日)
7月31日(土)～8月1日(日)
- 会場 県立聴覚障害者センター
- (4) 第16回全国手話検定試験関係
- ① 全国手話検定試験「学習会」(受験予定者対象)

日付 8月29日(日) 宮崎会場 県立聴覚障害者センター
 - ② 全国手話検定試験「面接委員、要員説明会」

会場に集合しての説明会は行わず、随時に対応します。
 - ③ 第16回全国手話検定試験の実施

県内手話奉仕員養成講座、手話サークル、手話を学ぶ専門学校等に対し全国手話検定試験の情報提供を行い、広く手話の普及と理解の促進を図ります。

実施級 5級・4級・3級・2級・準1級・1級

期日 10月(詳細は未定)

会場 宮崎会場(県立聴覚障害者センター)のみで実施

※本試験は、地域担当者及び協会並びに手話サークルの協力を貰いながら行います。
 - ④ インターネットで受験する 第16回全国手話検定試験

期日 2022(令和4)年2月(詳細は未定)

会場 宮崎会場(県立聴覚障害者センター)のみで実施
5. 聴覚障害者等に対する相談業務
- ① 生活、職業、医療、教育等の相談を実施し、適切な助言、関係機関等への連絡を行います。
 - ② 相談にはセンター各職員が業務に関連して対応し、その内容を相談業務記録用紙に記入し、月ごとに件数、相談内容、経路等の実績をまとめます。
 - ③ 相談に関わる個人情報管理・保護を厳格に行うとともにその相談内容については、守秘義務を厳守します。
 - ④ 社会福祉法第82条の規定に基づき「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の福祉サービスに関する苦情解決規程」を整備し、苦情解決体制の整備に伴う第三者委員を設けています。
6. 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営業務
- 聴覚障害者の障害の特性を県民に正しく理解してもらうための啓発事業を行います。
- (1) みやざき聴障センターだよりの発行

年4回(4月、7月、10月、1月)県内全市町村及び関係団体に送付及び来所者に案内します。
 - (2) センター手話奉仕員養成講座修了式・交流会

センター手話奉仕員養成講座の修了式の際に当センターを利用する聴覚障害者や手話学習者との交流を図る目的で交流会を行います。

〔対象者〕

 - センターを利用する聴覚障害者及び手話学習者

7. 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- (1) 聴覚障がい者のためのセミナー
地域の聴覚障がい者に対するアンケート調査により内容を検討します。
対象者 誰でも参加できます。
参加費 無料
 - (2) 難聴者等に対するボランティア向け手話講座
会場 県立聴覚障害者センター・交流ホール
期日 6月～2022（令和4）年3月 火曜日 14：00～15：30
 - (3) 聴覚障害者が生活に必要な教養、情報、趣味の講座の開催
地域のろう者の意見を取り入れ、新型コロナウイルス感染状況を勘案しながら実施します。
 - (4) 高齢または一人暮らし聴覚障害者への安否確認、見守り活動
FAX や地域協会の協力を得ながら高齢ろう者、一人暮らしのろう者の生活見守りを行います。

8. その他知事が必要と認める業務

- (1) 満足度調査
年1回、センター利用者を対象に満足度調査を実施します。
実施期間：2021年11月～12月（予定）
対象者：センター利用者、県協会会員、関係団体
- (2) センターホームページ
アドレス <http://msen.sakura.ne.jp>
センターのホームページにおいて下記の情報発信を行います。
 - ① 聴覚障害者に対する的確な情報提供
 - ② 手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会の案内
 - ③ 手話・要約筆記者派遣事業の案内
 - ④ 各種申請様式の利用案内
 - ⑤ 書籍等の案内
- (3) 全国の聴覚障害者情報提供施設との連携
全国聴覚障害者情報提供施設協議会及び全国聴覚障害者情報提供施設大会にセンター職員を派遣し、全国の聴覚障害者情報提供施設との情報交換を図り、当センター運営充実につなげます。

9. ボランティア育成及び関係団体との連携

各種団体と連携を図りセンター事業の充実を図ります。

- ① 手話・要約筆記関係団体の養成と連携
- ② 県立聴覚支援学校（延岡・都城）との連携

10. 危機管理に対する対応

事故・災害等の発生に対し危機管理規程に基づき次のように対応します。

- ① 事前防止策
 - ・ センター内の事故等の発生を防ぐため、常に安全点検を行います。方法として、各部屋に管理責任者を決め、毎週月曜日の朝の朝礼の時に確認を行います。
 - ・ 利用者については、講習会開始時に講師等を通じて、火災やその他の事故発生防止に留意されるよう説明を行います。また、事故・災害に対する対応について利用者が見えるような場所に掲示し利用者への周知徹底を行います。
 - ・ 火災・地震・風水害への対応は、消費生活センターと連携しながら行います。また、避難訓練時には利用者にも一緒に参加していただき火災時の避難方法について理解をしていただきます。

- ・ 風水害の場合には、予報により判断し、講習会等の中止などを利用者へ連絡し、来館者へは張り紙等で利用中止を知らせます。
- ・ センターでの災害や事故の対応についてホームページに掲載します。
- ・ 土・日曜日、休館日には、警備員と連携して対応します。
- ・ 職員に対する危機管理等の研修を行います。

② 事後対応策

- ・ センター内での病気や怪我等は、人命尊重を優先して迅速に対応し、関連病院へ連絡を行います。
- ・ センターの不審者については地域交番や警察署に連絡をとり対応の方法について指示を受けます。
- ・ 対応結果を、危機管理記録簿に記録します。

③ 今後の目標

災害などの緊急事態に対応するため、積極的な情報発信を行います。

- ・ 登録式のメーリングリストを作成します。
- ・ 手話・字幕を付与した分かりやすい動画をホームページにアップします。

1 1. 職員

職員の配置	担当業務の内容
所長	委託業務執行の統括者
事務長	情報・企画に関すること ビデオ・DVDの製作、機器の管理 ビデオ・DVDライブラリー
通訳等派遣主任	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業
通訳等養成主任	手話通訳者及び要約筆記者養成事業
派遣・養成担当	通訳等派遣事業・養成事業の補佐
経理主任	会計事務

1 2. センター利用料

- ① センター利用料は無料
- ② 貸出しビデオカセット等の郵送返還の場合、返送料金は本人が負担

2021（令和3）年度宮崎県委託事業計画書（案）

I 聴覚障がい者等福祉推進事業

【手話奉仕員等養成・指導者研修事業】

1. 目的

手話奉仕員等養成事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2. 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

県内10市町で実施します。（別添1の表を参照）

市独自実施：宮崎市

市町村独自実施：日向市・都城市・小林市・高原町・西都市・三股町

(2) 使用教材

『新手話教室入門』と『手話教室基礎』の内容が1冊に盛り込まれた、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」をテキストとして使用し実施します。

(3) 養成時間 70時間

実技編 入門課程（27時間）基礎課程（33時間）

講義編 10時間

(4) 手話奉仕員養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

期 日 10月3日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講座講師指導を希望する者

(5) 手話体験会

手話講習会を実施できない9地域で、手話の体験会を開き普及に努めます。

串間市・西米良村・都農町・椎葉村・諸塚村・美郷町・日之影町

五ヶ瀬町・門川町

宮崎県内手話講習会計画表

別添1

地域		会場	実施日	時間・内容
1	高千穂	高千穂中央公民館	毎週水曜日	20:00-22:00
			4月～3月	手話奉仕員養成
2	延岡市	延岡市社会福祉センター	毎週火曜日	19:00-20:30
			4月～3月	手話奉仕員養成
3	川南町	川南町公民館	毎週水曜日	19:30-21:00
			4月～3月	手話奉仕員養成
4	高鍋町	高鍋老人福祉館	毎週火曜日	19:30-21:00
			4月～3月	手話奉仕員養成
5	新富町	新富町総合交流センター	毎週火曜日	19:30-21:00
			4月～3月	手話奉仕員養成
6	木城町	木城町福祉センター	毎週木曜日	19:30-21:30
			4月～3月	手話奉仕員養成
7	日南市	南別館2階ボランティアルーム	毎週水曜日	19:00-21:00
			6月～3月	手話奉仕員養成
8	えびの市	えびの市文化センター	毎週木曜日	19:30-21:00
			4月～3月	手話奉仕員養成
9	国富町	国富町社会福祉協議会	金曜日	19:00～21:00
	綾町		5月～1月	手話奉仕員養成

3. 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

県内の手話通訳者派遣事業の充実につなげるために下記の6地域において実施します。

- ①延岡地区 ②日向地区 ③西都・児湯地区
④都城地区 ⑤西諸地区 ⑥高千穂地区

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

実技編 手話通訳Ⅰ (48 時間) 手話通訳Ⅱ (45 時間)
手話通訳Ⅲ (15 時間) 講義編 12 時間

(4) 養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

【1】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月10日(土)～11日(日) 予定
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【2】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 11月28日(日) 予定
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師
指導を希望する者

(5) 現任手話通訳者研修会

期 日 10月31日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。
対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

(6) 全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回5月30日(日)・第2回9月5日(日)・第3回11月7日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター

(7) 手話通訳者全国統一試験

期 日 12月4日(土)
会 場 県立聴覚障害者センター

4. 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月8日(土)～9日(日)
7月31日(土)～8月1日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習
対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
但し、5月の筆記試験対策研修会は公開講座で受験しない者も参加できる。

※新型コロナウイルスの感染防止対策として手話通訳士試験日を下記のとおり分離開催。

第32回手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）

①学科試験：5月30日（日） ②実技試験：9月26日（日）

5. 手話通訳者指導者養成

全国研修センター等で開催される「手話通訳者指導者養成研修会等」に県内の手話講師が参加し、手話通訳者養成の目的や指導法を学ぶ研修会に要する旅費等を助成します。

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数（前期・後期）

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上

必修科目74時間（講義44時間＋実技30時間）

選択必修科目28時間（講義10時間＋実技18時間）

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

日向会場（手書きコース） 予定 2021（令和3）年9月～2022（令和4）年3月

宮崎会場（手書き・PCコース） 2021（令和3）年4月～11月

都城会場（PCコース） 2021（令和3）年4月～2022（令和4）年2月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会

期 日 6月19日（土）～20日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会

期 日 9月18日（土）～19日（日）・11月20日（土）～21日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月（未定）3日間3クール

会 場 全国障害者総合福祉センター（東京：戸山サンライズ）

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会

期 日 第1回 12月12日（日）・第2回 2022（令和4）年1月30日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2022（令和4）年2月20日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【難聴者等に対するボランティア向け手話講座】

1. 目的

手話を知らない難聴者・中途失聴者が、手話技術を習得することによって新たなコミュニケーションの手段を獲得し、社会参加を行なえるよう支援することを目的に難聴者向けの手話講習会を実施します。

2. 対象者

手話を学びたい難聴者・中途失聴者またはその家族等

※身体障害者手帳は必要ありません。

3. 講座内容

(1) 会場

①難聴者向け手話体験会

体験的に難聴者向け手話体験会を開き、講座への呼びかけを行います。

②県立聴覚障害者センター 交流ホール

2021（令和3）年6月～2022（令和4）年3月 火曜日 14：00～15：30

(2) 講座指導講師の募集

難聴者・中途失聴者向けの手話講習会の指導を担う講師の募集を行い、効果的な講座運営体制を計ります。

(3) 講座指導講師の事前学習会

難聴者・中途失聴者を対象とした指導に必要な指導法を講師間で事前学習を行い円滑な意義ある講座とします。

(4) 難聴者・中途失聴者受講者に対する情報提供

地域や家庭内においても情報・コミュニケーションから疎外されがちな難聴者・中途失聴者の受講生に対して必要な情報提供を行います。

【手話通訳者等派遣事業】

(1) 目的

事業所等が主催する催事等において聴覚障がい者からの配慮を必要とする意思表示があった際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者への合理的配慮を行い、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進する機運を醸成します。

(2) 事業内容

事業所等が主催する催事等に配置する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(3) 派遣期間

2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日まで

【手話通訳者及び要約筆記者の健康に関する相談対応事業】

1.

本県の聴覚障害者の社会参加を支える手話通訳者・要約筆記者の健康と安全を確保することを目的に、手話通訳者・要約筆記者の実態把握とその実態把握にもとづいた頸肩腕障害に関する特殊検診を実施します。

2. 事業内容

(1) 頸肩腕障害に関する特殊検診実施

- ① 令和2年度に実施した手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとに未受診の手話通訳者、要約筆記者の特殊検診を実施します。
- ② 特殊検診実施の経過、結果を本県の手話通訳者・要約筆記者の健康に対する理解促進につなげます。

(2) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとにした取組み

- ① 手話通訳者、要約筆記者に対する健康調査の分析を行います。
- ② 分析結果を関係機関に情報提供します。

(3) 医療機関との連携

健康調査及び特殊検診実施を通じて得られた医療機関との連携を強化します。

(4) 手話通訳者・要約筆記者の健康に関する啓発

- ① 県内の聴覚障がい者及び意思疎通支援者に対し手話通訳者・要約筆記者の健康に関する情報提供を行います。
- ② 市町村に対し手話通訳者・要約筆記者の健康保持の重要性を発信します。

(5) 手話通訳者の健康対策委員会との連携

手話通訳者の健康対策委員会と連携して各地区協会、手話、要約筆記関係団体に手話通訳者及び要約筆記者の健康問題についての理解促進を行います。

Ⅱ 手話通訳者設置事業計画

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

- ① 県関係の手話通訳全般
- ② 手話奉仕員養成・派遣事業の推進と指導
- ③ 関係機関・聴覚障がい者等からの依頼に応える手話通訳
- ④ 手話関係事業の事務整理・連絡
- ⑤ 聴覚障がい者等の支援等についての相談等を関係機関に伝達するための仲介
- ⑥ 民生委員、医療機関等、日常生活における相談、支援等を行う機関からの依頼に応える手話通訳
- ⑦ 遠隔手話サービスの利用促進に向けた普及啓発

Ⅲ 盲ろう者向け通訳・介助員養成・指導者研修事業

1. 目的

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムをもとに本県の盲ろう者の社会参加促進のための効果的な講座を実施します。

2. 事業内容

(1) 養成講座の実施

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの必須科目を中心に盲ろう者との交流も加え実施します。

会場 県立聴覚障害者センター

期日 9月～3月（5回）

新型コロナウイルス感染状況を見ながら日程調整の上実施します。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講師指導者研修会への代表者派遣

全国盲ろう者協会と国立障害者リハビリテーションセンター学院がそれぞれが実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者研修会」に本県から代表者を派遣します。

令和2年度同様オンライン研修となる場合も想定されますので、主催者の全国盲ろう者協会に確認をとりながら進めます。

(3) 県内盲ろう者の実態把握

県が実施した「県内における盲ろう者の実態把握に関する調査結果」をもとに市町村および関係団体と連携により県内盲ろう者の実態の把握を進めます。

(4) 盲ろう者の「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」への参加

- ① 講座カリキュラムに盲ろう者と直接コミュニケーションできる内容を設けます。
- ② 盲ろう者の参加を通じて具体的な支援のあり方を学びます。

(5) 盲ろう者友の会との連携強化

盲ろう者友の会の講座への参加などを通して県内の盲ろう者の掘り起こしを行い、「盲ろう者友の会」の発展に寄与します。

IV 県立高等学校生活支援員配置事業

(1) 目的

県立高等学校に在籍する聴覚に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように必要に応じて支援を行う生活支援員を配置し、教育の機会均等を保障します。

(2) 業務委託契約先並びに対象者（聴覚に障がいのある生徒）

- ・宮崎県立宮崎北高等学校 1名（3年生）
- ・宮崎県立宮崎大宮高等学校 1名（2年生）

(3) 派遣時間

- ・生徒一人当たり、年間900時間以内

(4) 対応方法

- ・授業などに生活支援員（要約筆記者）を配置します。
- ・高校所在地を中心とした登録要約筆記者を派遣します。

(5) 関係機関との連携

県、学校、校外特別支援コーディネーターと連携して、対象者が要約筆記者を活用した学校生活を送れるようにします。また、対象者や保護者をはじめ、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて改善策の協議や共通理解を図ります。

2021（令和3）年度 宮崎市委託事業計画書（案）

情報保障・コミュニケーション支援事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

1) 目標

聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活において手話通訳及び要約筆記者を必要とする際に、意思疎通支援者を派遣しコミュニケーションの仲介を行うことにより、聴覚障がい者等の社会参加促進及び福祉の向上を目指す。

2) 派遣内容

次のいずれかに該当するものに、意思疎通支援者を派遣し手話通訳又は要約筆記を行う。

- (1) 病院への通院、公的機関の利用など社会生活上必要不可欠な用件を目的とするもの。
- (2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動を目的とするもの。
- (3) 一般的な大会・研修会など社会参加を目的とするもの。
- (4) 市民の生命又は身体に支障が生ずるおそれがあり、かつ、急を要する場合で消防、警察、病院等から市に意思疎通支援者派遣の要請があったもの。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

3) 登録手話通訳者等研修会

期 日 2021（令和3）年9月26日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「通訳技能の向上について」

4) 登録手話通訳者等学習会

期 日 2022（令和4）年2月6日（日）10：00～12：30
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「未定」

5) 運営委員会

期 日 2021（令和3）年6月25日（金）18：30～
会 場 県立聴覚障害者センター 試写室
内 容 2020（令和2）年度活動報告・収支決算について
2021（令和3）年度活動計画・収支予算について

【手話奉仕員等養成事業】

1) 目的

宮崎市意思疎通支援事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2) 運営委員会設置

「宮崎市意思疎通支援事業に関する運営委員会」を設置し、宮崎市における意思疎通支援事業の効果的な運営を図ります。

3) 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・宮崎市清武総合福祉センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

『新手話教室入門』と『手話教室基礎』の内容が1冊に盛り込まれた厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」をテキストとして使用し実施します。

(3) 養成時間 70 時間

実技編 入門課程 (27 時間) 基礎課程 (33 時間)
講義編 10 時間

(4) 手話奉仕員養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

期 日 10月3日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師・今後奉仕員養成講座講師指導を希望する者

4) 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
- ② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
- ③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
- ④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

- 実技編 手話通訳Ⅰ (48 時間)
- 手話通訳Ⅱ (45 時間)
- 手話通訳Ⅲ (15 時間)
- 講義編 12 時間

(4) 養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

【1】手話通訳者養成講師研修会（講義編・実施編）

- 期 日 7月10日（土）～11日（日）予定
- 会 場 県立聴覚障害者センター
- 内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
- 対象者 通訳者養成講座の指導講師、今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ指導を希望する者

【2】宮崎県ろう講師養成研修会

- 期 日 11月28日（日）予定
- 会 場 県立聴覚障害者センター
- 内 容 ろう講師のための指導方法
- 対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師指導を希望する者

(5) 現任手話通訳者研修会

- 期 日 10月31日（日）
- 会 場 県立聴覚障害者センター
- 内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。
- 対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

(6) 手話通訳者全国統一試験対策学習会

- 期 日 第1回 5月30日（日）第2回 9月5日（日）第3回 11月7日（日）
- 会 場 県立聴覚障害者センター

(7) 手話通訳者全国統一試験

- 期 日 12月 4日（土）
- 会 場 県立聴覚障害者センター

5) 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月8日(土)～9日(日)
7月31日(土)～8月1日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。

但し、5月の筆記試験対策研修会は公開講座で受験しない者も参加できる。

※新型コロナウイルスの感染防止対策として手話通訳士試験日を下記のとおり分離開催。

第32回手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)

- ①学科試験：5月30日(日) ②実技試験：9月26日(日)

6) 手話通訳者指導者養成

全国研修センター等で開催される「手話通訳者指導者養成研修会等」に県内の手話講師が参加し、手話通訳者養成の目的や指導法を学ぶ研修会に要する旅費等を助成します。

【要約筆記者養成事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得する。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数(前期・後期)

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上
必修科目74時間(講義44時間＋実技30時間)
選択必修科目28時間(講義10時間＋実技18時間)

(3) 要約筆記者養成講座(前期・後期)

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

宮崎会場(手書きコース・PCコース) 2021(令和3)年4月～11月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会

期 日 6月19日(土)～20日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会

期 日 9月18日(土)～19日(日)・11月20日(土)～21日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月(未定)3日間3クール

会 場 全国障害者総合福祉センター(東京:戸山サンライズ)

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、
要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会

期 日 第1回12月12日(日) 第2回 2022(令和4)年1月30日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2022(令和4)年2月20日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話ビデオ等作製事業】

1) 目的

宮崎市が毎月発行している「市広報みやざき」の内容を、市内に居住する聴覚障がい者により理解していただくために、手話や字幕・映像等で構成された手話ビデオ・DVDを作製して情報提供を行う。

2) 作製ビデオ等のタイトル

[市広報「みやざき」手話ビデオ版] No.296～307 (市広報紙No.930～941)

3) 作製ビデオ等の取り扱いについて

□個人用(27世帯)

: 市内在住の聴覚障がい者に発送/毎月

口貸出し用（17本）／毎月

- ：宮崎市 市障がい福祉課（1本）
- 佐土原総合支所（1本）
- 田野総合支所（1本）
- 高岡総合支所（1本）
- 清武総合支所（2本）
- 市立図書館（1本）
- 宮崎市立佐土原図書館（1本）
- 田野児童センター（1本）
- 穆園館（1本）
- ：市社会福祉協議会（1本）
- ：市聴覚障害者協会（4本）
- ：県立聴覚障害者センター（2本）

4) ビデオ内容改善のための対策等について

原稿内容に合わせた手話表現の工夫及びチェック（毎月1回）

5) 課題と目標

- (1) 新しい手話を使用すると分かりづらいとの意見が出ているので、昔ながらの手話も使用しながら作製する。
- (2) 完成時期をもっと早くしてほしいとの意見が出ているので、毎月10日を目標に完成を目指す。

【手話通訳者設置事業】

【目的】

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

【業務内容】

- ① 手話通訳士又はそれに準ずる者1名を、専任者（常勤）として設置する。
- ② 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る手話通訳業務を行う。
- ③ 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る遠隔による手話通訳業務を行う。
- ④ 聴覚障がい者等の援護に関する相談、指導に対し、聴覚障がい者等と援護機関又は宮崎市基幹相談支援センター及び宮崎市社会福祉協議会等関係機関との間で、要件の主旨や説明内容等を伝達するための手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。
- ⑤ その他市民へ向けた情報発信に係る庁内における手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。

【設置場所】

宮崎市障がい福祉課障がい者相談室

2021（令和3）年度 各市町村手話通訳者等及び

要約筆記奉仕員派遣事業計画（案）

市町村委託契約

全26市町村のうち18市町村（4市11町3村）と委託契約の予定。

	市 町 村		2021 年度契約予定
1	宮 崎 市		県聴覚障害者協会
2	都 城 市		都城市聴覚障害者協会
3	延 岡 市		延岡市聴覚障害者協会
4	日 南 市		県聴覚障害者協会
5	小 林 市		小林市手話通訳派遣協会
6	日 向 市		日向聴覚障害者協会
7	串 間 市		県聴覚障害者協会
8	西 都 市		県聴覚障害者協会
9	えびの市		手話サークル「えびの会」
10	北諸県郡	三 股 町	都城市聴覚障害者協会
11	西諸県郡	高 原 町	県聴覚障害者協会
12	東諸県郡	国 富 町	県聴覚障害者協会
13		綾 町	県聴覚障害者協会
14	児湯郡	高 鍋 町	県聴覚障害者協会
15		新 富 町	県聴覚障害者協会
16		西米良村	県聴覚障害者協会
17		木 城 町	県聴覚障害者協会
18		川 南 町	川南手話サークル「ひまわり」
19		都 農 町	県聴覚障害者協会
20	東臼杵郡	門 川 町	（社福）門川町社協
21		諸 塚 村	県聴覚障害者協会
22		椎 葉 村	県聴覚障害者協会
23		美 郷 町	県聴覚障害者協会
24	西臼杵郡	高千穂町	県聴覚障害者協会
25		日之影町	県聴覚障害者協会
26		五ヶ瀬町	県聴覚障害者協会

2021（令和3）年度 通訳者等派遣事業計画（案）

1. 目的

障害者支援法に該当しない「制度外」の手話通訳者、要約筆記者、手話関係等の講師派遣を行うことを目的とする。

2. 派遣の方法

企業、団体、教育関係等からの派遣申込に対し、宮崎県聴覚障害者協会と契約を締結した手話通訳者及び要約筆記者、手話関係等講師を派遣するものとする。
派遣の申し込みは、派遣日の10日前までに申し込むものとする。

3. 派遣料等

派遣に係る料金は、協会が定めた派遣料を支払うものとする。派遣料は、派遣依頼者に請求書を発行し、翌月末までに口座振り込みにより納金するものとする。

4. 派遣先

①手話講師専門学校等一覧表

	機関名	学科	使用教材
1	宮崎ブライダル& 医療専門学校	1年生：毎週木曜	手話奉仕員テキスト
		2年生：毎週金曜	
2	宮崎県警察学校	長期・短期合同	聴さんと学ぼう
3	宮崎医療管理専門学校	介護福祉科1年	おぼえようみんなの手話
		医療情報管理科	
4	阿波岐原通所センター	第2・4火曜日	
5	宮崎情報ビジネス 医療専門学校	1年生通年	おぼえようみんなの手話
		2年生前期	医療の手話①
6	宮崎学園短期大学 専攻科福祉専攻	後期10月より	
7	宮崎歯科技術専門学校	金曜日	おぼえようみんなの手話
8	宮崎看護専門学校	月曜日	おぼえようみんなの手話
9	NTT西日本宮崎支店	水曜日	手話奉仕員テキスト
10	宮崎県自治学院	火曜日	聴さんと学ぼう

②その他

企業・団体からの講演会、研修会等

5. 課題・目標

2021（令和3）年度は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭りやざき大会が宮崎県内各地で実施される関係で、手話通訳及び要約筆記の派遣依頼増加が想定されます。

2021（令和3）年度 図書販売等事業計画（案）

1) 目的

全日本ろうあ連盟及び全国手話研修センターが発行している図書等を、聴覚障がい者、手話通訳者、手話学習者に手話や聴覚障がい者をより理解していただくために、手話イラストやDVD等で構成された図書の販売促進及び情報提供を行います。

2) 図書等の内容

全日本ろうあ連盟が発行している手話の学習辞書である「わたしたちの手話」シリーズは、昭和44年に第1巻が発行され、ろう者の日常生活に用いられている手話を学ぶための教材として広く親しまれてきました。特に「わたしたちの手話学習辞典Ⅰ」は、手話を学び始めた方の学習教材として有効な図書になっています。

また、手話奉仕員養成講座「手話を学ぼう 手話で話そう（DVD付）」をはじめとした手話テキストは各地区の手話講習会において使用されています。また、手話通訳者のための講義テキスト改訂版が発行されましたので、受講生だけではなく、講師の皆さんの再購入が見込まれます。

3) 課題と目標

手話講習会で利用するテキスト、わたしたちの手話学習辞典、全国手話検定試験対策テキスト等、手話を学ぶ方々を対象にした書籍は手堅い販売が続いていますが、受講生の人数は年によって変わりますので、収入もそれに合わせて変動します。収入は県協会の財政に大きく影響しますので、手話学習教材はもちろん、その他の書籍についても積極的なPRを図っていくことが重要です。行政に対しても聴覚障害者への合理的配慮に関する書籍を案内するなど販売拡大に向けた取り組みを行っていきます。

■ 今年度、特に販売に力を入れていく書籍

- ・県協会創立70周年記念書籍「70年のあゆみ」（センター在庫…20冊）
- ・ろう者たち～権利を求めて～（在庫…16冊）

日常業務の中で積極的に案内するほか、県協会、センター行事の機会に積極的に購入の呼びかけをしていきます。